

福山市身連通信 第14号

2014 (H. 26) 年9月

発行者 NPO法人 福山市身体障害者団体連合会
編集者 福山市身連 広報部市身連通信編集委員会
連絡先 ☎ FAX 084-961-4733

目次

- 福山市障がい者相談員研修会
障がい者相談員協議会 総会

新身体障がい者相談員 名簿1

新身体障がい者相談員 名簿2

相談員協議会 改正会則 1

相談員協議会 改正会則 2

市身連 新事務所へ移転

福山東ライオンズ招待ボウリング大会
連合会 七月連絡会開催ならず

義倉より認可 ブログ開設費

募金のおねがい

編集委員会より

二〇一四年度

福山市障がい者相談員研修会

時 二〇一四年六月二十日
所 福山すこやかセンター

更新された今年の障がい者相談員の研修会が前年と同じくすこやかセンターで六月二十日にありました。

市からの案内でも当出席した相談員に委託状と証明証を渡されて研修会が始まり、基調講演で平成大学講師でNPO法人「びいあらいぶ」の理事長の竹内公昭氏によつて「相談員の役割と権利擁護について」と題して活動に対する心構えやどう動くかのフットワークについて、何人の先人たちのことば」を披露して講演されました。ただ余りにも多くの人たちの意見やことわざのような話のかで、それぞれが何を取り入れるか迷いの出る話でもありました。

またその次の相談員の活動報告

では、研修会の案内状に記載されていた報告者ではなく、一人目は視覚協会の岩崎周市相談員から、盲人の方たちの情報網としてのパソコン活用の指導をされていることで、毎日のように多数の問い合わせ、相談電話があり年間四百件を超える相談事例の報告、次は精神の岡優範相談員の精神障がい者に対する理解が出来ていない等の報告がありました。

そして、今年度からの新相談員の紹介があつて、続いて報告事例の件数の報告や、現状を踏まえて相談員の設置要綱の年齢制限等にしばられる必要は言わないが、逆に人数の確保にもこだわらないと説明があつて研修会を終了いたしました。

議長に芦田協会の甲斐理事を選出して、議事に入り、先ず前年度の活動報告（行動日誌は省略）と決算報告、それに監査報告をそれから報告され、若干の質問で承認され、その後今年度の事業計画と予算案が提案され、ほぼ原案通り了承されました。

続いての議事は役員改選となつてきましたが、今年度は改選年で

*新しく委託された相談員名と、改正した会則を次頁から2ページづつ掲載しておきます。

福山市障がい者相談員協議会

二〇一四年度総会開催

時 六月二十日午後二時三十分
所 すこやかセンター多目的ホール

福山市の障がい者相談員への研修会に続き、同会場で相談員協議会の総会を開催致しました。

前川会長の挨拶の後、当日会員として出席されていた鎌刈県身連会長にも一言お願いし、相談員としてかまえるのでなく仲間同士として対応するのが相談の入口になると話を聞いて、総会の議事に入りました。

議長に芦田協会の甲斐理事を選出して、議事に入り、先ず前年度の活動報告（行動日誌は省略）と決算報告、それに監査報告をそれぞれから報告され、若干の質問で承認され、その後今年度の事業計画と予算案が提案され、ほぼ原案通り了承されました。

続いての議事は役員改選となつてきましたが、今年度は改選年で

2014年度 福山市身体障がい者相談員名簿

| | | 所属 | 氏名 | 〒 | 住所 | 電話 | 相談協 | 2014. 4. 1 |
|--|------|--------|----------|-----------------|--------------|------|-----|------------|
| | 芦田 | 甲斐 賛 | 720-1262 | 芦田町大字下有地甲1949番地 | 958-2566 | 理事 | | |
| | (視覚) | 中路 英雄 | 729-3151 | 芦田町大字福田1012番地3 | 958-3937 | | | |
| | 駅家 | 石黒 義美 | 720-1146 | 駅家町大字大橋327番地5 | 976-0628 | 理事 | | |
| | | 高橋 孝子 | 720-1132 | 駅家町大字倉光468番地 | 976-7529 | | | |
| | | 三甲野 節夫 | 720-1133 | 駅家町大字近田464番地1 | 976-4427 | | | |
| | | 栗原 伊佐美 | 720-1131 | 駅家町大字万能倉1276番地3 | 976-0859 | | | |
| | 加茂 | 鎌刈 拓也 | 720-2416 | 加茂町字粟根301番地 | 972-2095 | 顧問 | | |
| | | 森岡 猛 | 720-2412 | 加茂町大字下加茂355番地 1 | 972-8397 | | | |
| | | 藤原 信弘 | 720-2411 | 加茂町字上加茂63番地46 | 972-8154 | | | |
| | | 高橋 正通 | 720-2411 | 加茂町字中野678番地 | 972-4180 | | | |
| | 神辺 | 園生 浩治 | 720-2124 | 神辺町大字川南316番地2 | 962-1252 | 理事 | | |
| | | 長谷川 公三 | 720-2123 | 神辺町大字川北638番地 | 962-0103 | | | |
| | | 田上 敬二 | 720-2114 | 神辺町大字上竹田416番地47 | 966-1634 | 理事 | | |
| | | 伊藤 達雄 | 720-2124 | 神辺町大字川南290番地3 | 963-0623 | | | |
| | 車いす | 谷本 博美 | 720-0031 | 三吉町二丁目9番11号 | 931-9535 | | | |
| | | 菅原 晃 | 720-0822 | 川口町三丁目22番12号 | 954-1937 | 理事 | | |
| | | 坪山 明生 | 729-0252 | 本郷町695番地 | 936-0566 | | | |
| | 視覚 | 前川 昭夫 | 720-0411 | 熊野町乙1449番地1 | 959-0781 | 会長 | | |
| | | 藤井 貢 | 721-0941 | 引野町北一丁目9番2-3号 | 943-2850 | 事務局長 | | |
| | | 岩崎 周市 | 729-3103 | 新市町大字新市188番地5 | 0847-51-5407 | | | |
| | | 根本 敏太郎 | 720-0832 | 水呑町300番地7 | 920-5323 | 理事 | | |
| | | 佐藤 行伸 | 729-0112 | 神村町5002番地 | 934-2509 | | | |
| | | 中村 悅子 | 721-0972 | 日吉台二丁目8番14-102号 | 943-5684 | | | |
| | 松永 | 小川 愛二 | 729-0252 | 本郷町404番地2 | 936-0321 | 監事 | | |
| | | 駒場 直一 | 729-0112 | 神村町4976番地2 | 934-0565 | | | |

福山市から委託されている障がい者相談員のうち、市身連に参加されている協会の、身体障がい者相談員 の名簿を掲載します。今年から2年間身体障がい者の相談を受けます。心配なこと、気にかかることなどなんでもご相談ください。

2014年度 福山市身体障がい者相談員名簿

| | | その 2 | | 2014. 4. 1 | | |
|---------|--------|----------|-----------------|----------------|----------|--|
| 所属 | 氏名 | 〒 | 住所 | 電話 | 相談協 | |
| 新市 | 重藤 弘明 | 729-3103 | 新市町大字新市1094番地5 | 0847-51-8667 | 事務次長 | |
| | 中谷 博太郎 | 729-3101 | 新市町大字戸手2088番地1 | 0847-51-4515 | | |
| | 山本 清人 | 729-3104 | 新市町大字宮内831番地12 | 0847-51-3185 | | |
| | 三島 茂 | 729-3101 | 新市町大字戸手790番地3 | 0847-51-3330 | 副会長 | |
| 聴覚・中途 | 高橋 忍 | 720-0815 | 野上町三丁目8番-2号 | FAX 983-3204 | | |
| | 坂井 章 | 720-0092 | 山手町3539番地1 | FAX 951-3289 | | |
| | 井上 佐智子 | 720-0836 | 瀬戸町大字長和2596番地17 | FAX 951-6365 | 理事 | |
| 福山 | 種本 益明 | 721-0958 | 西新涯町一丁目11-22-6 | 953-5861 | | |
| | 大村 徳子 | 720-0092 | 山手町943番地5 | 951-3103 | | |
| | 村上 友一 | 721-0975 | 西深津町二丁目4番37-105 | 921-1399 | 副会長 | |
| | 盛次 紀行 | 721-0926 | 大門町一丁目40番10号 | 941-3090 | | |
| | 中山 正 | 720-0052 | 東町一丁目4番1号 | 925-3597 | 監事 | |
| | 白石 憲式 | 720-0843 | 赤坂町大字赤坂2062番地 | 951-0335 | 理事 | |
| | 藤井 武儀 | 721-0974 | 東深津町六丁目2番31号 | 923-3647 | 事務次長 | |
| * 連合会以外 | | | | | | |
| * | 三島 健治郎 | 720-0825 | 沖野上町五丁目21番19号 | 921-4048 | 副会長 | |
| | | | | | | |
| * 聴覚・言語 | 金尾 千三 | 720-0825 | 沖野上町六丁目5-5 | FAX 925-3616 | | |
| | 門田 潤美 | 720-0083 | 久松台三丁目13-24 | FAX 926-6380 | | |
| | 宇田 忠生 | 720-0811 | 紅葉町3番18号 | FAX 923-1137 | | |
| | 吉岡 貞子 | 720-2115 | 神辺町大字下竹田2468番地8 | FAX 965-0597 | | |
| * | (沼隈) | 佐藤 正夫 | 720-0312 | 沼隈町大字能登原1652番地 | 987-0997 | |
| | 渡邊 正治 | 720-0313 | 沼隈町大字常石962番地1 | 987-0392 | | |
| | | | | | | |

福山市身障団体連合会と相談員協議会の構成には少し違うところがありますので、総会で決められた相談協の役員体制なのですが、昨年の確認と多少異なる点があり、再確認の必要があるかもしれません。

福山市障がい者相談員協議会 会則

(会の名称)

第1条 本会は福山市障がい者相談員協議会（略称「相談協」。以下本会という）という。

2、本会の事務所は福山市福祉事務所内に置く。

(会員)

第2条 本会は福山市が委嘱する身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員（以下「相談員」という）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、相談員の資質の向上と相互の連携を図り、相談業務を通じて、障がい者の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談員相互の資質向上及び親睦に関するこ
- (2) 他の同種協議会及び行政並び福祉関係諸機関との連携及び協力に関するこ
- (3) その他目的達成に必要なこと

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 理事 若干名
- (7) 会計監事 2名

2、本会に顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第6条 本会の役員は総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、相談員の任期の中間年から次の任期の中間年とする。この時、役員が相談員でなくなった時は、その後の総会において役員を補充できるものとする。

2、役員の再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する
- (3) 事務局長は本会の事務を取り扱う
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代行する
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する
- (6) 会計監事は本会の事業及び会計を監査する

(7) 理事は本会の運営に関する基本事項を協議し、決定事項の推進にあたる
(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、三役会及び部会とする。

- 2、総会は毎年1回開催する。ただし会員の3分の1以上の要求があった場合又は会長が必要と認めるときは臨時に開催できる。
- 3、理事会及び三役会は、必要なつど開催する
- 4、全ての会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。
- 5、総会の議長は出席会員の中から選出する。
- 6、前項の場合を除き、会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、部会においては、部長が議長を務める。

(総会の付議事項)

第10条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算案
- (3) 会則及び諸規程の制定及び改廃
- (4) その他、重要事項。

(部会)

第11条 本会の事業推進のため、必要と認めるときは部会を設けることができる。

(会計)

第12条 本会の運営費は、次の収入を当てる。

- (1) 会員の会費
 - (2) 寄付金その他の収入
- 2、会員の会費は総会で決定する
- 3、本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は2005年（平成17年）3月4日から施行する。

(追加)

2、この会則は2014年6月20日から施行し、その4月1日から適用する。

福山市身連 新事務所へ移転

福山市人権交流センター内へ

今年初め頃から前川理事長が発

言されていた私達福山市身連の新事務所が、いよいよ7月から福山市人権交流センターの一階の一室を使わせていただく様手続きが完了し、連合会としても中央ビルの事務所から事務用具や備品等を新事務所に搬入して、部屋に備え付けの棚などを使わせてもらえることなどで、事務所としての形もで

きつつあり、実際に専用の事務所として発足する事になりました。

センターの入口のすぐ横の部屋で車いすでの出入りも心配なく、広さも理事会（二〇名程度）を開ける程の大きさもありますので、連合会で搬入した椅子に、部屋に使つてもらつていいと置かれていた椅子とで数も揃い、会議室を借りて理事会を開催する必要がなく

なりそうです。

事務所としての機能を揃えるために今NTTに光回線の電話の新設を予約しておりますが、キャンペーン中で経費の面ではいい時期なのですが、工事も立て込んでいるらしく、八月一日市の担当課に立ち会つてもらい、NTTと工事方法の打ち合わせは出来ていますが、その日程はまだわかりません。。

第三回 障害者ボウリング大会



福山東ライオンズクラブ招待

毎年行われている、福山東ライオンズクラブの招待による障害者ボウリング大会が、今年も福山パークレーンで7月6日 開催されました。

まだ今は事務所に誰かが常駐する体制にはなっておらず、事務局や幹部が連合会の業務があるときは出て行っていますが、部屋の鍵はセンターの方で管理されています。

ので使用するときは、事務所を開けてもらうようになりますが、使用後は部屋の電気関係のスイッチの切り忘れのないよう、特にチェックする必要があります。

| 事務所移転後で予定される行事 | | |
|----------------|--------------|--------|
| 8月25日 | 県大会バス停 | 乗車地 申告 |
| 8月31日 | カラオケエントリー締切 | |
| 9月4日 | 広島県福祉大会（江田島） | |
| 9月12日 | 市身連 理事会 | |
| 10月3日 | 連合会作品展 | 展示品搬入 |
| 10月4日 | 午前 市身連 臨時総会 | |
| | 午後 カラオケ大会 | |
| 10月31日 | 全国障害者スポーツ大会 | |
| 11月29日 | 県身連 | ハワイ旅行 |

「第4期 福山市障がい福祉計画」 策定に向けた意見交換会 開催される

平成17年からの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によって各市町村がそれぞれ障害福祉計画を策定し、それに基づいて障害者に対応する事になっています

そのため福山市でも1期3年単位で計画を策定して来ていますが、その第3期の福山市障がい福祉計画が2012年3月から今年度で終了となります。そこで、この計画を見直し、2015年度から2017年度までの第4期福山市障がい福祉計画を策定する事になっています。

この計画の策定のために、障がい者の実態やニーズをしっかりと把握する事が大事で、福山市はランダムに障がい者にアンケート調査を実施し、状況を調べたりしていますがそれと共に、障がい者団体の意見を聞きたいと、身体、知的、精神等の団体にそれぞれ代表者（身体障がい5名程）の出席を求め、意見交換会を8月5日（火）午前、すこやかセンター2階の研修室にて開催されました。

私達市身連に身体障がい者代表としての案内がありましたので、前川理事長、三島副理事長、井上副理事長、藤井貢事務局長、白石理事、江草相談役が出席して、市からこれまでの第3期福祉計画の進捗状況の説明等を聞き、身体障がい者としての、現状に対する自分たちの思いを述べて、今後の第4期の障がい福祉計画に反映されることを希望しました。

毎月一回、連合会は各協会代表の理事が集まって、横の連絡も密にするため連絡会を開催しておりますが、移転が決まり新事務所の整備がすめば、そこで移転記念のようないいように厳しく言われています。そこで、バス代と参加費が心配されましたが、市身連では大会参加費の千円のみを参加者負担として実施の予定です。

事務用品、備品の運び込み、設備の予約等をしているうちに七月は終わり、八月になつてやっと電話工事の確認ができる状況で、七月の連絡会は出来ず、この間、最も近い予定は九月四日に県福祉大会があり、この参加者募集や行程表の連絡は各協会あての郵送等で取り、事務局で取りまとめています。今回の県大会は会場の江田島へは高速道路で直線というわけにいかず、県大会では最も早く出発するような予定なので、当初予定されていたふれあい号での参加者は取りやめになつたよう

です。最近貸切等のバス事故の多発を受けて、バス運行に対する指導が強化されて、安値競争にならないようになつてはならない事案なので、バス代と参加費が心配されました。市身連では大会参加費の千円のみを参加者負担として実施の予定です。

事務所が変わることは、法人となつた市身連では、総会を開催して決定としなくてはならない事案なので、その前の理事会開催がもしかして、新事務所における最初の会議となるかもと思いましたがその前に八月の連絡会があり、理事会は九月一二日の予定です。

その頃には電話も通じて、パソコンも揃つてインターネットもでき、事務所の機能は揃っているかと思いますが、十月に予定されている臨時総会頃には連合会の事務所として、馴染んでくるのかと思ひます。各協会の会員の皆さん通りがかりには、気軽に寄つてみていただきたいと思います。

七月市身連連絡会 開催出来ず

義倉への申請 認可決定

福山市身連 ホームページ開設へ

障害者団体活動にご寄付のお願い

私達NPO法人 福山市身体障害者団体連合会は、特定の事業資金等の収入のないなか、障害者自身の福祉のため障害者の生活の向上、障害者の社会参加のための活動をしています。

その活動費として皆様方に当連合会に対し香典返し等のご寄付をお願いしております。どうぞ私共の活動をご理解いただきご援助頂けますようお願い申し上げます。

お申し出いただきますには、NPO法人福山市身連加入の11の福祉協会を通じましてか、連合会事務局へご連絡いただければ幸いです。

(税制措置の対象にもなります)

特定非営利活動法人

福山市身体障害者団体連合会

住所 福山市佐波町262-3 人権交流センター内

電話 084-961-4733 (FAX 共)

福山市身連が福山市人権交流センターの中に専用の新事務所を持つ事になり、電話も新しく設置

する事となりましたので、今キャンペーン中の光回線で電話とネットを繋ぐよう予約しています。

NTTの電話工事が立て込んでいるらしく、八月初めの段階で、まだ市の人権センター管轄の部署と回線の工事方法については、話がついておりますが、その工事日程は未定です。

NTTの電話工事が立て込んでいるらしく、八月初めの段階で、まだ市の人権センター管轄の部署と回線の工事方法については、話がついておりますが、その工事日程は未定です。

新事務所に移転のこの時期、ホームページ開設の好時期と、その開設費を援助いただこうと義倉に申請しておりましたが、その申請が認められましたので、七月十一日事務局が授与式に出席してきました。

認可された金額は二十万円ですが、その辺をよく検討して活用させてもらう必要がありそうです。他の団体のホームページを見るところは多々あります、自分たちのホームページができるかいまのところ全く未知数です。

編集委員会より

前13号からページ数を減らして発行しましたが、14号では相談員の更新があつての研修会と、相談員協議会の総会が開催されたことでの記事を載せる

変則的になり、広報部も情報や連絡の把握が十分に出来ておりません。

2ページだけ追加して発行することにしています。

この時点でも番号も確定しておりませんが、設置がすみ、用意している電話と、予約中のパソコンを揃え、ホームページの開設を業者に委託して、立ち上げると、約三十万円の予算となっていますが、

(M)

この時点で番号も確定しておりませんが、設置がすみ、用意している電話と、予約中のパソコンを揃え、ホームページの開設を業者に委託して、立ち上げると、約三十万円の予算となっていますが、